

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

学校管理下中不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（学校管理下中不担保）

当会社は、この特約により、被保険者が、被保険者の在籍する学校の管理下にある間に被った傷害に対しては、保険金(*1)を支払いません。

(*1) 傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（学校の管理下の範囲）

(1) この特約において学校の管理下とは、下表に掲げる間をいいます。

①	被保険者が、学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉法に基づく保育所または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園に在籍している場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める「学校の管理下」または「保育所等の管理下」に該当する間。ただし、通学は管理下には該当しないものとします。
②	被保険者が、大学等に在籍している場合は、次のいずれかに該当する間 ア. 大学等の正課中および学校行事に参加している間 イ. 学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。 ウ. 学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間

(2) この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	大学等	被保険者の在籍する学校教育法に基づく大学(*1)、専修学校、各種学校をいいます。
②	正課中	授業(*2)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。 ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。 イ. 指導教員の指示に基づき、授業(*2)の準備もしくは後始末を行っている間または授業(*2)を行う場所、大学等の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
③	学校行事	大学等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式等の教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。
④	学校施設	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、寄宿舎を除きます。
⑤	課外活動	大学等の規則に則った所定の手続きにより大学等の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。

(*1) 大学院および短期大学を含みます。

(*2) 講義、実験、実習、演習または実技による授業をいいます。

第4条（被保険者が学校に在籍しない場合の保険金の支払）

当社は、傷害補償基本特約第2条（この特約の補償内容）（1）に規定する傷害が発生した時に被保険者が学校教育法に基づく学校（*1）、児童福祉法に基づく保育所または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園に在籍していない場合には、本特約を付帯しない契約に適用される保険料との差額に基づき、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を請求します。ただし、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合には、次の算式によって保険金（*2）を削減して支払います。

この保険契約の支払 責任額	×	本特約を付帯した契約 に適用される保険料	＝	保険金（*2）の支払額
		本特約を付帯しない契約 に適用されるべき保険料		

（*1）大学院、短期大学、専修学校および各種学校を含みます。

（*2）傷害補償基本特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

感染予防費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、被保険者が下表に掲げる事故を直接の原因として負担した費用に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を支払います。

①	接触感染
②	院内感染

- (2) (1)の費用とは、事故の発生の日からその日を含めて1年以内に行った感染症予防措置のために被保険者が負担した費用(*1)をいいます。ただし、公的医療保険制度の給付(*2)がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- (3) 当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の感染予防費用保険金額をもって限度とします。

(*1) 被保険者の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。

(*2) 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(*1)の病原体に予期せず接触(*2)することをいいます。
②	臨床実習	病院等または介護保険法に定める介護医療院で行う実習をいいます。
③	院内感染	臨床実習を行った施設内で、感染症(*1)の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症(*1)が院内で蔓延(*3)した場合に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症(*1)の病原体に感染(*4)したことをいいます。
④	感染症予防措置	感染症(*1)の病原体への感染または感染症(*1)の発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限りします。
⑤	事故	第2条（この特約の補償内容）(1)の表に該当する事由をいいます。

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。

(*2) 接触のおそれのある場合を含みます。

(*3) 蔓延するおそれのある場合を含みます。

(*4) 感染のおそれのある場合を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた事故による費用に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事故による費用に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた事故 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた事故
③	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*4)、シンナー等(*5)の使用によって生じた事故

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*5) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

第5条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この特約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。

(3) 当会社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第6条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
②事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
④請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤調査の協力等	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う

	損害の調査に協力すること。
--	---------------

(※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(※2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第6条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①第6条の表の①から③まで または同表の⑤	第6条の表の①から③までまたは同表の⑤の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
②第6条の表の④	他人に損害賠償の請求(※1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第6条（事故発生時の義務）の表の②もしくは同表の⑤に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

①	感染症予防措置が終了した日
②	感染症予防措置が事故の発生の日からその日を含めて1年を超えて継続した場合は、事故の発生の日からその日を含めて1年経過した日

- (2) 感染症予防措置が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金の受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、感染症予防措置の期間が1か月に到達した時ごとに発生し、これを行行使することができるものとします。

- (3) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 事故の発生の日からその日を含めて1年以内に感染症予防措置を実施したことを証明する医師等の証明書
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

7. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 4. 第2条（この特約の補償内容）(2)の費用について、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
--

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当会社は、事故の内容、感染症予防措置の内容、費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し

もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第10条（被保険者の請求により特約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者が、第5条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により、この特約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表2に規定する保険料を返還します。

第11条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項の下表の規定は適用しません。

①	第1節第4条（被保険者による保険契約の解除請求）
②	第4節第2条（保険金の支払）の(*3)

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
③	第5節第3条(2)の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

疾病追加補償特約（救援者費用等補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に救援者費用等補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、救援者費用等補償特約第2条（この特約の補償内容）に規定する損害に加えて、被保険者が日本国内または国外において、下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担することによって被る損害に対しても、その費用の負担者を保険金の受取人とし、その者にこの特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金(*2)を支払います。

①	疾病を直接の原因として保険期間中に死亡した場合
②	疾病を直接の原因として保険期間中に入院を開始し、継続して3日以上入院(*3)した場合

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 救援者費用等補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*3) 他の病院等に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師等が必要と認めた場合に限りします。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	継続契約	疾病救援者費用保険契約(*1)の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする疾病追加補償特約付保険契約(*1)をいいます。
②	初年度契約	継続契約以外の疾病救援者費用保険契約(*1)をいいます。

(*1) この疾病追加補償特約（救援者費用等補償用）またはこの疾病追加補償特約（救援者費用等補償用）以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

(*2) その疾病救援者費用保険契約(*1)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 第2条（この特約の補償内容）の表の②の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、入院の原因となった疾病の発病が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金(*1)を支払いません。

(2) 第2条（この特約の補償内容）の表の②の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、入院の原因となった疾病の発病が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金(*1)を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、この保険契約の保険期間の初日からその日を含めて（標準例）1年を経過した後に入院したときは、当会社は、その入院はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発病した疾病を原因とするものとみなして取り扱います。

(4) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて（標準例）1年を経過した後に入院したときは、当会社は、その入院はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発病した疾病を原因とするものとみなして取り扱います。

(※1) 救援者費用等補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第5条（救援者費用等補償特約の適用除外）

この特約については、救援者費用等補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の③の規定は適用しません。

第6条（普通保険約款および基本条項特約（費用）の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1節第1条（告知義務）(2)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約および介護補償基本特約において、	この特約において、
③	第5節第3条(2)の表の⑤	所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約および団体長期障害所得補償基本特約においては、	この特約においては、

(2) この特約については、基本条項特約（費用）を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（事故発生時の義務）の表の⑧	損害または傷害の調査	損害、傷害または疾病の調査
②	第3条（保険金の請求）(2)②	傷害の程度	傷害もしくは疾病の程度
③	第3条の(※4)	傷害	傷害または疾病

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または救援者費用等補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新価保険特約（住宅内生活用動産用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に住宅内生活用動産特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（損害額の決定）

- (1) 当社が住宅内生活用動産特約の損害保険金として支払うべき損害額は、住宅内生活用動産特約第6条（支払保険金の計算）(2)の算式により算出される額とし、損害が生じた保険の対象の再取得価額を限度とします。
- (2) この特約において、保険の対象とは、住宅内生活用動産特約第2条（この特約の補償内容）(2)に規定する保険の対象をいいます。ただし、この保険契約に住宅外等追加補償特約が付帯されている場合には、保険の対象とは、住宅外等追加補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)および(2)に規定する保険の対象をいいます。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等(*1)の場合には、当社が保険金として支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額によって定めます。

(*1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻品その他の美術品をいいます。

第3条（この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）

保険の対象について再取得価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払うことを規定した約款のない他の保険契約等がある場合には、当社は、基本条項特約（財産）第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を住宅内生活用動産特約第6条（支払保険金の計算）(1)の当社が支払うべき損害保険金の額とみなします。

第2条（損害額の決定）および住宅内生活用動産特約第6条（支払保険金の計算）(2)から(7)までの損害額	－	他の保険契約等によって支払われるべき保険金の額の合計額	－	免責金額	＝	当社が支払うべき損害保険金の額
---	---	-----------------------------	---	------	---	-----------------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または住宅内生活用動産特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（入院諸費用保険金および先進医療費用保険金の不担保）

当会社は、この特約により、医療費用補償特約に規定する入院諸費用保険金および先進医療費用保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

天災危険補償特約（医療費用補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、医療費用補償特約第5条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、保険金(*1)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、医療費用補償特約第3条（この特約の補償内容）に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 医療費用補償特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第3条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査	365日
---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または傷害補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人の居住の用に供される住宅	保険証券の本人欄に記載の者の居住の用に供されている住宅(*1) (*1) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
------------------	--

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に個人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（個人賠償責任補償特約の読み替え）

(1) この特約については、個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第3条（被保険者）に規定する被保険者の日常生活(*3)に起因する偶然な事故

(2) 当会社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の財物を損壊することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(*1) この特約に付帯される特約に限りません。

(*2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*4)の動産および不動産を含みます。

(*3) 住宅(*2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(*4) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

」

(2) この特約については、個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(*4)
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(*4)
③	第3条（被保険者）(1)の表の者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*6)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶、車両(*7)または銃器(*8)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*9)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	本人が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(*10)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を含みません。

(*5) 住宅(*11)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*6) 身体の障害とは、第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

(*7) 車両には、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含みません。

(*8) 銃器には、空気銃を含みません。

(*9) この特約に付帯される特約に限ります。

(*10) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(*11) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*12)の動産および不動産を含みます。

(*12) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

」

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または個人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）

この特約は、この保険契約に個人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	アルバイト	一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させる形で行う仕事をいいます。
②	インターンシップ	在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいいます。ただし、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。
③	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。ただし、情報機器等に記録された情報を含みます。

(*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。

第2条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人もしくはその親権者または本人の配偶者(*1)の同居の親族
④	本人もしくはその親権者または本人の配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者。ただし、監督義務者に代わって本人を監督する者については、本人に関する第3章受託品に係る賠償責任補償条項第1条（この条項の補償内容）および個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。
⑥	②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*2)。ただし、その責任無能力者に関する第3章受託品に係る賠償責任補償条項第1条（この条項の補償内容）および個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。

(2) (1)の本人もしくはその親権者または本人の配偶者(*1)との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

第3条（支払保険金の限度）

この特約により、1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、下表の保険金を合算して、保険金額を限度とします。ただし、情報機器等に記録された情報の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき保険金の額は、保険証券記載の記録情報限度額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

①	個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）に規定する保険金
②	第3章受託品に係る賠償責任補償条項第1条（この条項の補償内容）に規定する保険金

第2章 個人賠償責任補償の一部変更に関する条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、この条項により、個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の①および同表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(*4)。ただし、職務については、アルバイトおよびインターンシップを除きます。
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(*4)。ただし、職務については、アルバイトおよびインターンシップを除きます。

」

- (2) 当会社は、この条項により、個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（この特約の補償内容）(1)および(2)	第3条（被保険者）	この特約第1章総則第2条（被保険者）
②	第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の③	第3条（被保険者）	この特約第1章総則第2条（被保険者）

第3章 受託品に係る賠償責任補償条項

第1条（この条項の補償内容）

当会社は、第1章総則第2条（被保険者）に規定する被保険者が管理する財物で第2条（受託品の範囲）に規定する受託品が、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して下表に規定する間に、損壊または盗取されたことにより、第1章総則第2条（被保険者）に規定する被保険者が、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	受託品が、住宅(*2)内に保管されている間
②	受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅(*2)外で管理されている間

- (*1) この特約に付帯される特約に限ります。

- (*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*3)を含みます。
- (*3) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条（受託品の範囲）

この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、下表に規定する物を除いたものとします。

①	車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	預貯金証書、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑤	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑧	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑨	動物、植物等の生物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪	鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(*2)、宿泊券、観光券または旅行券
⑫	通貨または小切手
⑬	貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑭	不動産(*3)
⑮	門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
⑯	その他下欄記載の物
	携帯電話、スマートフォン、モバイル Wi-Fi ルーター、ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機およびこれらの付属品

- (*1) 自動車、原動機付自転車(*4)、軽車両(*5)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。
- (*2) 定期券を除きます。
- (*3) 畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。
- (*4) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (*5) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*6)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(*7)を除きます。
- (*6) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。
- (*7) 車いすを含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(1)のほか、保険契約者(*1)または被保険者(*1)の同居の親族の故意によって生じた損害に対しては、第1条（この条項の補償内容）に規定する保険金を支払いません。
- (2) 当社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、第1条（この条項の補償内容）に規定する保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。ただし、職務については、アルバイト
---	--

	およびインターンシップを除きます。
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、職務については、アルバイトおよびインターンシップを除きます。
③	第1章総則第2条（被保険者）(1)の表に規定する者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑤	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑥	航空機、船舶または銃器(*3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*4)にしたがい、保険金を支払います。
⑦	受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(*5)
⑨	受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する受託品の損害に対しては、第1条(この条項の補償内容)に規定する保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*6)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*7)、シンナー等(*8)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(*6)を運転している場合、または酒気を帯びて(*9)自動車または原動機付自転車(*6)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置となされた場合、および施錠された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
⑤	受託品に次の事由に起因して生じた損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑥	受託品に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*10)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑦	受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	受託品の電氣的または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	受託品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の受託品に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	受託品の置き忘れまたは紛失(*11)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して受託品に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑬	受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生

	じた損害
⑮	受託品のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	受託品の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*12)を負うべき損害

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 住宅(*13)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (*3) 銃器には空気銃を含みません。
- (*4) この特約に付帯される特約に限りです。
- (*5) 収益減少に基づく賠償責任を含みます。
- (*6) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (*7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*8) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*9) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*11) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (*12) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (*13) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*14)を含みます。
- (*14) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第4条（個人賠償責任補償特約の適用除外）

当会社は、この条項により、個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の規定は適用しません。

第5条（個人賠償責任補償特約の読み替え）

当会社は、この条項により、個人賠償責任補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前	読み替え後
①	被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	被害受託品について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。なお、事故の生じた地および時において、事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。
②	表の①から③までの費用	表の①および同表の②の費用

第4章 準用規定

第1条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または個人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本人のみ補償特約（B）（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に個人賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者）

個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）第1章総則第2条（被保険者）(1)の規定にかかわらず、この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者。ただし、監督義務者に代わって本人を監督する者については、本人に関する個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）第3章受託品に係る賠償責任補償条項第1条（この条項の補償内容）および個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、個人賠償責任補償特約の受託品等不担保特約で読み替えた個人賠償責任補償特約第2条（この特約の補償内容）を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	(1)および(2)	第3条（被保険者）に規定する被保険者が	この特約第2条（被保険者）に規定する被保険者が
②	(1)の表の②	第3条（被保険者）に規定する被保険者の	本人の

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または個人賠償責任補償特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。